

仕 様 書

1 業務名

地方税ポータルシステムASPサービスの利用

2 概要

本業務は、広島市（以下、「発注者」という。）が、地方税共同機構（以下「機構」という。）が運営する地方税ポータルシステム（以下「eLTAX」という。）及び国税連携システムについて、受注者が運営する施設に設置する電子申告審査サーバ及び国税連携受信サーバ（以下、「審査サーバ等」という。）と発注者が設置する審査システム操作端末及び国税連携用クライアント端末（以下、「審査端末等」という。）を、LGWAN 回線を利用して接続し、データの送受信等を行うサービス（以下、「ASPサービス」という。）を利用するものである。

3 契約期間

ASPサービスの提供及び審査サーバ等の保守及び運用支援に係る契約期間は、令和8年12月21日（変更の可能性あり。機構のスケジュールに従うこと。）から令和13年12月20日までとする。受注者は、令和8年12月20日までに必要な事前準備作業を完了し、ASPサービスが正常に利用（本番稼働）できる状態にしておくこと。

4 基本要件

- (1) 受注者は、機構が定める「認定委託先事業者の認定等に関する要綱」に基づく認定委託先事業者として登録されており、これまでに他の自治体においてASPサービスの提供実績があること。
- (2) 審査サーバ等については、機構が制定した eLTAX に関する各種規約、要綱、その他の仕様等に掲げる要件を満たしていること。
- (3) 電子申告審査サーバについては、機構が運営する地方税ポータルセンタに接続し、動作すること。
- (4) 国税連携受信サーバについては、機構にて構築した国税連携ポータルサーバと国税データ受信サーバとを接続し、動作すること。また、機構が開発した国税連携に関する機能を使用できること。
- (5) 受注者は、発注者が行う以下の業務についてサービスを提供する。

ア eLTAXに係る業務

- ① 個人住民税（給与支払報告書、特別徴収関係）
- ② 法人市民税
- ③ 事業所税
- ④ 固定資産税（償却資産）
- ⑤ 市たばこ税
- ⑥ 入湯税
- ⑦ 税目共通手続
- ⑧ 市税に係る申請・届出

⑨ 年金特別徴収に係る業務

⑩ 共通納税

イ 国税連携に係る業務

(6) ASPサービス関連の対象業務機能が追加されることとなった場合においても、適切に対応できる拡張性を確保すること。

平成25年5月から開始された国税連携の配当・報酬データ連携、平成29年6月から開始された源泉徴収義務者データ連携、令和元年10月から開始された地方税共通納税システムのように、サービス提供期間中に機構が標準でアプリケーション提供する範囲の新規機能については、本契約の範囲で提供されること。

(7) eLTAXに係る審査端末等については、発注者が調達し、以下の場所に設置する。審査端末等と審査サーバ等を接続する回線はLGWAN回線とし、審査端末等への接続は、発注者が行う。

<審査端末等の設置場所等>

① eLTAX 操作端末

設置場所	所在地	台数
広島市財政局税務部市民税課	広島市中区国泰寺町一丁目6番34号	5台以内
広島市財政局税務部固定資産税課	〃	2台
広島市財政局税務部税制課	〃	1台

② 国税連携用クライアント端末

設置場所	所在地	台数
広島市財政局税務部市民税課	広島市中区国泰寺町一丁目6番34号	1台
広島市財政局税務部中央市税事務所	広島市中区国泰寺町一丁目4番21号	2台
広島市財政局税務部西部市税事務所	広島市西区福島町二丁目2番1号	2台
広島市財政局税務部東部市税事務所	広島市東区東蟹屋町9番38号	2台
広島市財政局税務部北部市税事務所	広島市安佐南区古市一丁目33番14号	2台
広島市財政局収納対策部徴収企画課	広島市中区大手町四丁目1番1号	1台

※台数については現時点での目安であり、実際の導入時において変動することもあり得る。
※審査端末等は、LGWAN回線にのみ接続し、その他のインターネット回線には接続しない。

5 業務内容

(1) ASPサービスの導入

ア 実施計画書の作成

受注者は、契約締結後速やかに、機構が定めるスケジュールに従い、ASPサービスの導入に係る作業実施計画を提出する。作業スケジュール表には、次に掲げる事項を記載すること。

(ア) 審査サーバ等の設置及び設定に関すること。

(イ) 審査端末等の設定に関すること。

(ウ) 審査システム等の総合運転試験に関すること。

(エ) データ移行作業に関すること。

(オ) その他、発注者が必要と判断すること。

イ 地方税ポータルセンタとの接続に係る手続き

A S Pサービスの提供に当たり、発注者が地方税ポータルセンタへのマスタ、団体管理情報の登録を行うための支援を行う。

ウ 審査サーバ等の設置及び設定

受注者が管理する施設内に審査サーバ等を設置し、発注者がA S Pサービスを利用して業務を行うために必要な設定を行う。設置する機器については、機構が定める要件を満たすものとする。

エ 審査端末等の設定

発注者が設置する審査端末等に、機構が提供する仕様書に基づき、必要なソフトウェアのインストールを行うとともに、適正に作動させるための環境設定を行う。設定後、機構から指定される総合運転試験の実施時期までに、審査サーバ等との間の接続試験を行い、ネットワークの接続状況及びアプリケーションの動作確認を行う。

また、発注者が LGWAN への接続設定等を行う際には、必要に応じて支援を行うものとする。

オ 総合運転試験の支援

機構が定める「地方税ポータルシステム総合運転試験手引書」等の内容に基づき、発注者と協力して総合運転試験を行う。

カ データ移行作業

機構が定める「リプレイス計画」や「データ移行マニュアル」等の仕様及び機構の指示に従い、審査サーバ等に既存データの取込み作業を行う。

データの受渡しは、発注者が指定する場所で行い、搬送に係る費用は受注者が負担する。

キ 初期導入作業（既存の認定委託先事業者と変更になる場合実施）

(ア) 受注者は、初期導入作業実施に当たり、サービス開始日から利用できるよう、契約締結後直ちに初期導入計画書を策定し、発注者の承認を受けた後、この作業を実施すること。初期導入計画書には、作業スケジュール、環境整備（設定値情報を含む。）、データ移行リハーサル、総合運転試験、データ移行及びその他導入に当たり策定すべき事項を記載すること。また、作業スケジュールの策定に当たっては、機構が定義しているリプレイス時の各作業について、作業期間を確保するよう考慮すること。

(イ) 受注者は、受注者の提供するサービスを利用可能となるよう、発注者に設置している各クライアント端末（本番環境及び試験環境）の設定変更作業など、発注者の運用に必要な環境構築作業を実施すること。サービス利用開始前のデータ移行リハーサル及び総合運転試験における設定変更作業及び設定戻し作業も受注者にて同様に実施すること。

また、受注者の提供するサービスを利用するために、発注者に設置している庁内ネットワーク機器の設定変更作業等が必要となった場合は、発注者の関係部署との打合せなど必要な支援を行うこと。

なお、A S Pサービスを利用するクライアント端末台数は前記4（7）で定めた端末とする。

(2) A S Pサービスの提供

ア サービスの提供範囲

機構が公開している審査システム仕様書、国税連携システム仕様書及びその他関連仕様書に基づき、発注者が行う前記4(5)の業務に係るサービスを提供する。

イ サービスの提供時間

区 分	サービス提供日	時 間
eLTAXに係る業務	土・日曜日、祝日及び12月29日から翌年1月3日までを除く毎日	8時30分から21時まで (試験環境については、10時から17時まで)
国税連携に係る業務	12月29日から翌年1月3日までを除く毎日	6時から24時まで

※上記時間内に、機器の保守等により審査サーバ等を停止させる場合は、事前に発注者に連絡し了解を得るものとする。

※上記の時間以外に、機構が地方税ポータルセンタを稼働させる場合には、サービスの利用が可能な範囲でサービスを提供すること。

ウ データの保存

eLTAXに係るデータについては、少なくとも7年間分を、国税連携に係るデータについては、最大2年間分を各サーバ内に格納し、サービスの提供時間内において、審査端末等から照会・印刷ができるようにする。

(3) 審査サーバ等の保守及び運用支援

ア 審査サーバ等の監視

ASPサービスの提供に要する環境(ハードウェア等)に対して常時監視を行うとともに、定期的に機器の点検を行い、障害の発生を未然に防ぐ対策を講じる。

イ データのバックアップの実施

障害発生時等に備え、データベース及び各種データ、イメージファイルを定期的にバックアップする。

ウ データの複写及び複製の禁止

受注者は、業務の履行に当たり、発注者に指示されたもの以外のデータの複写及び複製をしてはならない。

エ データの保管及び廃棄

(ア) 成果物や業務報告書等が記録された媒体等については、必ず保管庫等に格納するものとし、施錠する等の安全な方法により保管しなければならない。

(イ) 業務に係るデータが記録された媒体等について、発注者から指示があった場合又は発注者の検査完了により媒体等が必要なくなった場合には、データを完全に消去するなどして判読不能にした上で廃棄し、その結果を発注者に報告しなければならない。

(ウ) 発注者は、業務に係るデータを記録した媒体等の保管管理に関する状況について、立入調査及び報告を求めることができる。

オ 障害発生時等の対応

(ア) 受注者は、自己が管理する審査サーバ等に障害が発生した際には、24時間以内に復旧できるよう、あらかじめ必要な人員や設備を備えておくこと。

(イ) 受注者は、審査サーバ等の障害によりASPサービスの提供を中断せざるを得なくなった場合には、直ちに発注者に連絡するとともに、速やかな復旧に向けて対応する。対

応完了後は、障害等の原因や対応結果等を発注者に報告すること。

(ウ) 受注者は、発注者や機構から、受注者に起因しない障害の連絡を受けた際には、原因の特定や復旧のために必要な支援を行うこと。

カ 業務アプリケーションのバージョンアップ作業等

機構が行う機能改修等に合わせ、審査サーバ等及び審査端末等の業務アプリケーションのバージョンアップ作業を行う。なお、審査端末等のアップデート（OS、ブラウザのバージョンアップ、ウイルス定義ファイルの更新等）については、発注者が行う。

また、機構が eLTAX に係るシステム等を更改する際には、審査サーバ等及び審査端末等へのアプリケーションのインストールを行うとともに、機構が行う接続試験等に対応すること。

キ セキュリティ対策

(ア) ASP サービスを実施するに当たっては、国税連携システムについては、「地方税法施行規則第 24 条の 40 第 3 項第 2 号及び第 3 号に規定する電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準」（平成 31 年総務省告示第 151 号）に基づき、事務の実施に必要な電気通信回線その他電気通信設備を有し、セキュリティ対策を実施すること。

電子申告等システムについても、「地方税法施行規則第 10 条第 5 項、第 10 条の 2 の 8 第 3 項及び第 24 条の 39 第 3 項に規定する情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な基準」（平成 31 年 3 月 29 日総務大臣告示第 146 号）、「地方税法施行規則第 24 条の 42 第 3 項に規定する特定徴収金及び特定徴収金に関する情報の取扱いにおける安全性及び信頼性を確保するために必要な基準」（平成 31 年総務省告示第 149 号）、「地方税法施行規則第 9 条の 22 第 1 項に規定する情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準」（平成 31 年総務省告示第 152 号）、「地方税法施行規則第 9 条の 26 第 4 項に規定する情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準」（平成 31 年総務省告示第 153 号）、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則第 20 条第 3 号の規定に基づき内閣総理大臣が定める基準」（平成 27 年内閣府告示第 447 号）に基づきセキュリティ対策を実施すること。

(イ) 機構の定めている「認定委託先事業者の認定等に関する要綱」の要件を満たしていること。

(ウ) 「情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）認証」または「個人情報保護に関する事業者認定（プライバシーマーク）」を取得していること。（「ISMS 認証」については、事業者として ISMS を構築・運用する能力を持っていることを評価する観点から、eLTAX に直接関わる事業部門以外の部門の認証取得でも認めることとする。）

(エ) 機構の定めている「地方税共同機構情報セキュリティポリシー」に適合していること。

ク 指定法人による監査等への対応

(ア) 受注者は、定期的に機構の監査を受け入れるものとする。

監査の結果、キの基準に適合しない場合には、発注者は受注者に対し、相当の期間を定めて、基準に適合するために必要な措置を求めることができる。

(イ) 機構から本契約書の写し等の閲覧等を求められた場合には、これに応じること。

ケ 問合せの受付

受注者は、運用時における発注者からの問合せを受け付ける窓口を設け、これに対応すること。受付時間については、以下の時間帯を含むものとする。

(問合せの受付時間)

土・日曜日、祝日及び12月29日から1月3日までの期間を除く日の9時から17時15分まで

6 業務実施報告書の提出

受注者は、以下のとおり業務実施報告書を提出し、発注者の確認を受けるものとする。

(1) ASPサービスの導入に係る報告書

本仕様書に定めるASPサービスの導入に係る業務完了後、速やかに提出する。

(2) ASPサービスの提供に係る業務

審査サーバ等の稼働状況及び保守・バージョンアップ等の作業内容等を記載した報告書を四半期ごとに作成し、各実施期間の終了後、速やかに提出する。

7 契約終了後の処理

(1) 本契約終了後は、発注者と受注者ともに、相手方から提供を受けた資料等を直ちに返還するものとする。

(2) 本契約終了後に別の事業者が業務を行うことになった場合、受注者は、機構が策定した方法に従い、自らの責任と負担によりデータ移行等を実施するものとする。

(3) 受注者は、本契約終了後、審査サーバ等に記録されたデータ等を完全に消去し、その内容を発注者に報告するものとする。また、受注者の審査端末等に施した設定等を削除し、原状に復旧するものとする。

8 再委託

(1) 再委託承認

本契約の履行について、サービス（業務）の全部又は一部を第三者に委託し又は請け負わせてはならない（以下「再委託等」という）。ただし、受注者が次の事項を書面により発注者に通知し、発注者の承認を得て業務の一部を再委託等するときはこの限りではない。

ア 再委託等する受任者又は請負人（以下「受任者等」という。）の情報（名称、住所、設立年月日、株主構成等の会社情報及び再委託等に係る予定金額）

イ 再委託等するサービス（業務）の内容

ウ 再委託等に係る業務実績

エ 個人情報の管理を含めた受任者等に対する情報管理体制

オ その他発注者が必要とする事項

(2) 再委託に係る条件等

(1) のただし書により、業務の一部を再委託等するときは、次のとおりとする。

ア 受注者は、業務上知り得た個人情報の保護及び業務上使用したデータの適正な取扱いその他受任者等が遵守すべき事項を記載した誓約書を受任者等に提出させなければならない。

イ 受注者は、受任者等の行為について責任を負うものとする。再委託等を行う場合につい

ては、発注者に対し事前申請及び承認を求めること。

9 その他

この仕様書に定めがない事項又は疑義が生じた場合は、発注者と協議の上、円満に解決するものとする。